

改正

昭和53年12月22日条例第28号

昭和59年 9 月29日条例第12号

昭和59年 9 月29日条例第13号

平成 4 年 3 月24日条例第 7 号

平成 6 年12月21日条例第17号

平成10年 3 月20日条例第19号

平成11年 9 月21日条例第10号

平成12年12月13日条例第52号

平成13年 6 月25日条例第 9 号

平成14年 9 月24日条例第18号

平成16年 9 月17日条例第25号

平成18年 9 月12日条例第33号

平成18年12月12日条例第43号

平成20年 3 月 4 日条例第10号

平成20年 9 月18日条例第36号

平成21年 3 月10日条例第 6 号

平成24年 3 月 6 日条例第 2 号

弟子屈町乳幼児等医療費助成に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 乳幼児等の親権を行なう者後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

- (4) この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付（重度心身障害者については、老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する給付を含む。）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。
- (6) この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (7) この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (8) 「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（受給資格者）

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、弟子屈町に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当する者は除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住

居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等

(3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（乳幼児等の生計を主として維持するものに限る。）に監護されている乳幼児等

（受給資格者の認定）

第4条 保護者は町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づきこの条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

（助成の範囲）

第5条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、弟子屈町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯を除く）に属する乳幼児等に係る医療費（入院、入院外及び指定訪問看護に限る。）から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成額」という。）を、保護者に対して助成する。ただし、満6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から満12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。

2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（助成の申請及び申請期間）

第6条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3年以内とする。

（届出の義務）

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは保護者はその旨を速やかに町長に届出なければならない。

（助成金の返還）

第8条 町長は偽り、その他不正な行為により第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月22日条例第28号）

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月29日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年9月29日条例第13号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成4年3月24日条例第7号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月21日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成10年3月20日条例第19号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の弟子屈町乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成11年9月21日条例第10号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年12月13日条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年6月25日条例第9号）

1 この条例は、公布の日から施行することとし、平成13年4月1日から適用する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

2 平成13年9月30日以前に現にこの条例による改正前の弟子屈町乳幼児医療費助成に関する条例

第5条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の弟子屈町乳幼児医療費助成に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月24日条例第18号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年9月17日条例第25号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月12日条例第33号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月12日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月4日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月18日条例第36号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。